

## 横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱

制 定 平成12年 6 月  
最近改正 令和 8 年 2 月

### (趣旨)

**第 1 条** この要綱は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年 2 月横浜市条例第 1 号。以下「条例」という。）第31条の規定に基づく附属機関の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象とする会議)

**第 2 条** この要綱の対象とする会議は、次に定める機関の会議とする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関
- (2) 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき設置された附属機関

### (会議開催の事前公表)

**第 3 条** 附属機関の会議の開催に当たっては、当該会議の開催の日前 7 日までに、次に掲げる事項を記載した会議案内（様式第 1 号）を、市役所掲示板（当該附属機関の会議が通常の場合において、区で開催されるときは、当該区役所掲示板）に掲示し、併せてホームページに掲載するものとする。ただし、緊急に附属機関の会議を開催するときは、開催の決定後、速やかにこれを行うものとする。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題
- (4) 公開・非公開の別
- (5) 傍聴を認める者の定員（公開する場合のみ）
- (6) 傍聴の申込方法（公開する場合のみ）
- (7) 問合せ先

### (非公開等の決定)

**第 4 条** 附属機関の長は、当該附属機関の会議の一部又は全部の非公開を決定することができる。

- 2 前項の場合において、附属機関の長は、必要があると認めるときは、出席委員の意見を聴くことができる。

(理由等の会議録への記録等)

第5条 附属機関の会議の一部又は全部を非公開とした場合には、その旨を第8条に定める会議録に記録するものとする。

(会議の傍聴等)

第6条 附属機関の会議の公開については、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

- 2 前項の場合において、附属機関は、傍聴を認めるものの定員を定めることができる。
- 3 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順とするものとする。ただし、附属機関が必要と認めるときは、抽選によることができる。
- 4 附属機関は、会議の公開に当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続その他必要な事項を定め、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。

(会議資料の提供)

第7条 附属機関の会議が公開されるときは、傍聴者に会議資料を配布し、又は閲覧できるようにするものとする。

(会議録の写し等の閲覧)

第8条 附属機関は、会議を公開した場合には、当該会議に係る会議録（横浜市附属機関の設置及び運営に関する要綱第5条第3項に規定する会議録をいう。）及び報告書並びに会議資料の写し等を、当該会議録及び報告書の確定後、担当課において1年間閲覧に供するとともに、ホームページへ掲載するものとする。

(運営状況の報告)

第9条 附属機関は、毎年1回、次に掲げる事項について取りまとめ、様式第2号により、市民局長に報告するものとする。

- (1) 会議の開催状況
- (2) 公開された会議の議題及び回数
- (3) 非公開とされた会議の議題及び回数
- (4) 各回の傍聴者数

- 2 市民局長は、毎年1回、附属機関の会議の公開に関する状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

**（附属機関の長が選任されていない場合の特例）**

- 2 附属機関の長が選任されていない場合は、当該附属機関の会議は、公開で行うものとする。この場合において、附属機関の長が選任されたときは、会議の非公開等の決定は、第4条に定めるところによる。

**附 則**

この要綱は、平成15年4月10日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条)

会 議 案 内

開催日時	会 議 名	開催場所	議 題	公開・ 非公開の別	傍聴者 の定員	傍聴の申込方法	問合せ先
年 月 日 時から 時まで	第 回		1 2 3		人		局 課  電話 ( )

